

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の徴収事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、地方税の徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和8年7月3日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税の徴収事務	
②事務の内容	市税等の徴収、収納及びその調査に関する事務 1. 収納、還付、充当等に係る納税管理事務 2. 納税督促や滞納処分に係る滞納整理事務 3. 納税証明発行事務	
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満	
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	収納システム	
②システムの機能	地方税法、国民健康保険法及びその他の地方税に関する法律並びにこれらに基づく条例のうち、市税等の徴収及び収納に関する事務に係る電算処理	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [] その他 ()	
システム2～5		
システム2		
①システムの名称	滞納整理システム	
②システムの機能	地方税法、国民健康保険法及びその他の地方税に関する法律並びにこれらに基づく条例のうち、市税等の徴収及び滞納処分等に関する事務に係る電算処理	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [] その他 ()	
システム3		
①システムの名称	団体内統合宛名システム	
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 団体内等宛名番号の附番を行い、団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とを紐付けて管理する。 2 宛名情報管理機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (中間サーバー)	
システム4		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能	
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()	
システム5		
①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	1 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を管理する。 2 住登外宛名番号付番機能 住登外者の宛名番号の付番をおこない、個人番号と宛名番号を紐付けて管理する。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [☐] 税務システム [] その他 ()	
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
収納システムデータベースファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	律第27号)第9条第1項 別表の24の項及び135の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	*番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	宝塚市企画経営部市税収納課・宝塚市市民交流部国民健康保険課	
②所属長の役職名	市税収納課長・国民健康保険課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
収納システムデータベースファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☒ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者	
その必要性	市税等の徴収及びその調査に関する事務の公平かつ公正な執行を効率的に行うため	
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上	
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公的給付支給等口座登録簿関係情報)	
	その妥当性	識別情報については、納税義務者を正確に特定するため、4情報、連絡先及びその他住民票関係情報については、督促状等の送付や対象者への連絡等のために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	企画経営部市税収納課・市民交流部国民健康保険課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 窓口サービス課、市民税課、資産税課、国民健康保険課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁（税務署） ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		市税等の徴収、収納及びその調査に関する事務の公平かつ公正な執行を効率的に行うため
④使用の主体	使用部署	市税収納課、窓口サービス課、市民税課、資産税課、国民健康保険課
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 納税管理に関する事務 課税及び収納情報等により、収納、還付、充当等の処理を行う。 2 滞納管理に関する事務 収納及び滞納者情報等により、徴収、滞納処分等の処理を行う。 3 納税証明の発行に関する業務 課税及び収納情報等により、証明発行処理を行う。 4 宛名管理に関する業務 納税義務者の宛名情報の特定や突合により、情報管理を行う。
	情報の突合	納税義務者を確認するため、当該システムの宛名情報と庁内他部署等から入手した関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 再委託する （ 4 ） 件
委託事項1		電話催告業務委託
①委託内容		電話による納税案内
②委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイティフォー・ベックス
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		督促状、催告書印字・封入封かん業務委託
①委託内容		督促状、催告書印字作成・封入封かん業務
②委託先における取扱者数		10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		塚田印刷株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		収納システムの保守管理業務
①委託内容		収納システムの運用・保守業務
②委託先における取扱者数		10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		滞納整理システムの保守管理業務
①委託内容		滞納整理システムの保守業務
②委託先における取扱者数		10人未満] ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する] ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託承諾申出書の提出
	⑥再委託事項	滞納整理システムの保守管理業務
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
----------	---

提供先1

①法令上の根拠	
---------	--

②提供先における用途

②提供した情報	

④提供する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
-----------------------	-----	--

⑤提供する情報の対象となる
本人の範囲

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度

提供先2~5

提供先6~10

提供先11~15

提供先16~20

移転先1

①法令上の根拠

②移転先における用途

② 移転する情報	

④ 移転する情報の対象となる 本人の数	[	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
------------------------	---	--

⑤移転する情報の対象となる
本人の範囲

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム	☐ 専用線
	☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	☐ フラッシュメモリ	☐ 紙
	☐ その他 ()	

⑦時期・頻度

移転先2~5

移転先6～10

移転先11~15

移転先16~20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〃・収納システムデータベースファイル

【税収納レコード】

○発送履歴レコード

自治体コード、納管人優先宛番号、宛番号、収納キー1、収納キー2、帳票ID、発送回数、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、帳票名称、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、税額、延滞金、督促手数料、発送年月日、備考、100、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

○口座レコード

自治体コード、宛番号、税目コード、宛名税目名称、宛名税目名称略称、口座登録区分、口座登録区分名称、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、申込年月日、振替区分、振替区分コード短名称、振替区分コード短名称略称、開始年月日、廃止年月日、口座停止日、停止解除日、銀行コード、支店コード、銀行名、支店名、口座番号、通帳番号末番、編集表示用口座番号、預金種別区分、預金種別区分コード短名称、預金種別区分コード短名称略称、名義人カナ、名義人漢字、掲載希望区分、口座優先区分、備考、160、ソート順、EUC宛番号、EUC編集済氏名カナ、EUC編集済氏名漢字、EUC郵便番号、EUC住所コード、EUC住所、EUC地番、EUC方書漢字、EUC行政区コード、EUC行政区名称、EUC生年月日、EUC性別区分、EUC性別名称、

○還付発生履歴レコード

自治体コード、収納キー1、収納キー2、還付台帳番号、還付台帳番号枝番、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、表示用期月、宛番号、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、会計区分コード、会計区分名称、還付処理状態コード、還付処理状態名称、還付原因区分コード、還付原因区分名称、過誤納金発生事由コード、過誤発生事由名称、還付通知済区分コード、還付通知済区分名称、法定納期限、更正年月日、更正請求年月日、国税更正年月日、歳償区分コード、歳償区分名称、期別調定額、延滞金調定額、督促料調定額、発生時累計収納額、発生時累計延滞金、発生時累計督促料、正当調定額、発生時収納額、発生時延滞金収納額、発生時督促料収納額、発生時報奨金、発生時収納年月日、発生時領収年月日、発生還付加算金、納期限、還付先区分コード、還付先区分名称、還付先宛番号、還付発生年月日、還付発生納付額、還付発生延滞金収納額、還付発生督促料収納額、還付処理番号、削除フラグ、初回通知発行年月日、支払決議年月日、支払予定年月日、発行年月日、再発行年月日、払込区分コード、払込区分名称、正当調定額内訳1、正当調定額内訳2、正当調定額内訳3、正当調定額内訳4、正当調定額内訳5、正当調定額内訳6、発生時収納額内訳1、発生時収納額内訳2、発生時収納額内訳3、発生時収納額内訳4、発生時収納額内訳5、発生時収納額内訳6、還付発生納付額内訳1、還付発生納付額内訳2、還付発生納付額内訳3、還付発生納付額内訳4、還付発生納付額内訳5、還付発生納付額内訳6、還付決議起案年月日、還付決議年月日、還付済年月日、充当済年月日、還付済納付額、還付済延滞金収納額、還付済督促料収納額、還付済報奨金、充当済納付額、充当済延滞金収納額、充当済督促料収納額、還付済還付加算金、充当済還付加算金、還付済納付額内訳1、還付済納付額内訳2、還付済納付額内訳3、還付済納付額内訳4、還付済納付額内訳5、還付済納付額内訳6、充当済納付額内訳1、充当済納付額内訳2、充当済納付額内訳3、充当済納付額内訳4、充当済納付額内訳5、充当済納付額内訳6、発生収納キー1、発生収納キー2、発生宛番号、発生賦課年度、発生税目コード、発生税目名称、発生税目名称略称、発生対象年度、発生通知書番号、発生期別コード、発生表示用期月、発生事業年度開始年月日、発生事業年度終了年月日、発生申告区分コード、発生申告区分名称、発生申告区分名略称、発生連番、発生還付台帳番号、発生還付台帳番号枝番、特徴収納キー1、特徴収納キー2、特徴還付台帳番号、特徴還付台帳番号枝番、時効年月日、繰越還付未済納付額、繰越還付未済延滞金収納額、繰越還付未済督促料収納額、繰越還付未済還付加算金、繰越時還付済納付額、繰越時還付済延滞金収納額、繰越時還付済督促料収納額、繰越時充当済納付額、繰越時充当済延滞金収納額、繰越時充当済督促料収納額、繰越時還付分還付加算金、繰越時充当分還付加算金、繰越年月日、予算会計区分コード、会計名称、予算款コード、款名称、予算項コード、項名称、予算目コード、目名称、予算節コード、節名称、備考、250、連動済フラグ、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

○還付済履歴レコード

自治体コード、収納キー1、収納キー2、還付台帳番号、還付台帳番号枝番、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、表示用期月、宛番号、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、歳償区分コード、歳償区分名称、還付先区分コード、還付先区分名称、還付先宛番号、還付決議起案年月日、還付決議年月日、還付済年月日、充当済年月日、還付済納付額、還付済延滞金収納額、還付済督促料収納額、還付済報奨金、充当済納付額、充当済延滞金収納額、充当済督促料収納額、還付済還付加算金、充当済還付加算金、還付済納付額内訳1、還付済納付額内訳2、還付済納付額内訳3、還付済納付額内訳4、還付済納付額内訳5、還付済納付額内訳6、充当済納付額内訳1、充当済納付額内訳2、充当済納付額内訳3、充当済納付額内訳4、充当済納付額内訳5、充当済納付額内訳6、払込区分コード、払込区分名称、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〇還付充当処理中レコード

自治体コード、還付収納キー1、還付収納キー2、還付台帳番号、還付台帳番号枝番、充当回数、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、充当収納キー1、充当収納キー2、充当賦課年度、充当税目コード、充当税目名称、充当税目略称、充当対象年度、充当通知書番号、充当期別コード、充当表示用期月、充当宛名番号、充当事業年度開始年月日、充当事業年度終了年月日、充当申告区分コード、充当申告区分名称、充当申告区分略称、充当連番、充当納付額、充当延滞金収納額、充当督促料収納額、充当報奨金、充当納付額内訳1、充当納付額内訳2、充当納付額内訳3、充当納付額内訳4、充当納付額内訳5、充当納付額内訳6、還付決議年月日、充当適年年月日、還付賦課年度、還付税目コード、還付税目名称、還付税目名称略称、還付対象年度、還付通知書番号、還付期別コード、還付表示用期月、還付宛名番号、還付事業年度開始年月日、還付事業年度終了年月日、還付申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、還付連番、還付処理番号、歳償区分コード、歳償区分名称、予算科目コード、充当元発生納付額、充当元発生延滞金、充当元発生督促料、充当元還付加算金、充当元納付額内訳1、充当元納付額内訳2、充当元納付額内訳3、充当元納付額内訳4、充当元納付額内訳5、充当元納付額内訳6、申出フラグ、発行フラグ、消込済フラグ、会計区分コード、会計区分名称、還付処理状態コード、還付処理状態名称、還付原因区分コード、還付原因区分名称、過誤納金発生事由コード、過誤発生事由名称、還付通知済区分コード、還付通知済区分名称、発生時領収年月日、還付発生年月日、初回通知発行年月日、支払決議年月日、支払予定年月日、発行年月日、再発行年月日、還付決議起案年月日、充当済年月日、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、還付番号(仮還付番号)、還付区分、本税、延滞金、督促手数料、還付加算金、還付理由、還付年月日、課税年度、税目、通知書番号、課税対象年度、期別、特徴個人還付個人コード、還付済区分、支払日、調定年度、調定区分

〇更正履歴レコード

自治体コード、収納キー1、収納キー2、更正回数、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、宛名番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、期割区分、更正年月日、更正請求年月日、国税更正年月日、更正通知年月日、車検区分コード、減免コード、納期限、更正調定額、更正内容、更正届出年月日、更正前調定額、調定額異動額、更正後繰越調定額、更正前繰越調定額、繰越調定額異動額、更正後延滞金調定額、更正前延滞金調定額、延滞金調定額異動額、更正後督促料調定額、更正前督促料調定額、督促料調定額異動額、更正後期別調定額内訳1、更正前期別調定額内訳1、期別調定額異動額内訳1、更正後期別調定額内訳2、更正前期別調定額内訳2、期別調定額異動額内訳2、更正後期別調定額内訳3、更正前期別調定額内訳3、期別調定額異動額内訳3、更正後期別調定額内訳4、更正前期別調定額内訳4、期別調定額異動額内訳4、更正後期別調定額内訳5、更正前期別調定額内訳5、期別調定額異動額内訳5、更正後期別調定額内訳6、更正前期別調定額内訳6、期別調定額異動額内訳6、更正後期別調定額内訳7、更正前期別調定額内訳7、期別調定額異動額内訳7、更正後期別調定額内訳8、更正前期別調定額内訳8、期別調定額異動額内訳8、更正後期別調定額内訳9、更正前期別調定額内訳9、期別調定額異動額内訳9、更正後期別調定額内訳10、更正前期別調定額内訳10、期別調定額異動額内訳10、更正後繰越調定額内訳1、更正前繰越調定額内訳1、繰越調定額異動額内訳1、更正後繰越調定額内訳2、更正前繰越調定額内訳2、繰越調定額異動額内訳2、更正後繰越調定額内訳3、更正前繰越調定額内訳3、繰越調定額異動額内訳3、更正後繰越調定額内訳4、更正前繰越調定額内訳4、繰越調定額異動額内訳4、更正後繰越調定額内訳5、更正前繰越調定額内訳5、繰越調定額異動額内訳5、更正後繰越調定額内訳6、更正前繰越調定額内訳6、繰越調定額異動額内訳6、更正後繰越調定額内訳7、更正前繰越調定額内訳7、繰越調定額異動額内訳7、更正後繰越調定額内訳8、更正前繰越調定額内訳8、繰越調定額異動額内訳8、更正後繰越調定額内訳9、更正前繰越調定額内訳9、繰越調定額異動額内訳9、更正後繰越調定額内訳10、更正前繰越調定額内訳10、繰越調定額異動額内訳10、過誤納金発生事由コード、過誤発生事由名称、法定納期限、法定納期限等、申告年月日、延長月数、重加算対象税額、課税異動事由コード、課税異動事由名漢字、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

〇口座振替履歴レコード

自治体コード、データ区分コード、対象年度、賦課年度、税目コード、通知書番号、期別コード、記号番号、振替年月日、納税計画整理番号、納税計画明細番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、データ区分コード名称、税目名称、税目名称略称、宛名番号、収納キー1、収納キー2、月数、調定額、報奨金、納付額、納期限、納管人宛名番号、納管人区分、納管人名称、納組コード、保険料区分、標識番号、車検区分、金融機関コード、金融機関名称、支店コード、支店名、口座番号、預金種別コード、預金種別名称、口座名義人氏名カナ、振替区分、振替区分名称、義務者氏名漢字、督促手数料、延滞金、納税計画枠番号、振替結果コード、振替結果名称、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

〇納付履歴レコード

自治体コード、収納キー1、収納キー2、収納回数、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、宛名番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、束番号、一連番号、期割区分、納付表示区分コード、帳票区分コード、帳票区分名称、納組コード、納組名称、口座区分コード、口座区分名称、前納報奨金、期別収納額、期別収納額内訳1、期別収納額内訳2、期別収納額内訳3、期別収納額内訳4、期別収納額内訳5、期別収納額内訳6、延滞金収納額、督促料収納額、収納年月日、領収年月日、還付台帳番号、還付台帳番号枝番、還付収納キー1、還付収納キー2、還付賦課年度、還付税目コード、還付税目名称、還付税目名称略称、金融機関コード、金融機関名称、支店コード、支店名、口座番号、預金種別コード、預金種別名称、口座名義人氏名カナ、支払金融機関コード、支払金融機関名称、支払支店コード、支払支店名、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

〇〇収納マスタレコード

自治体コード、収納キー1、収納キー2、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、宛名番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、期割区分、調定年度、会計年度、前納報奨金、車両登録キー、車検区分コード、減免コード、期別調定額、期別収納額、期別未納額、延滞金調定額、延滞金収納額、延滞金未納額、督促料調定額、督促料収納額、督促料未納額、納期限、繰上前納期限、納期変更フラグ、収納年月日、領収年月日、繰越時調定額、繰越時収納額、繰越時未納額、繰越調定額、繰越年月日、不納欠損額、表示用税目コード、表示用期月、随期フラグ、更正回数、収納回数、還付回数、充当回数、口振不能回数、納通返戻設定カウンタ、納通返戻設定年月日、督促返戻設定カウンタ、督促返戻設定年月日、納通発送年月日、督促発行年月日、更正年月日、国税更正年月日、更正届出年月日、更正請求年月日、更正通知年月日、過誤納金発生事由コード、過誤発生事由名称、法定納期限等、法定納期限、業務固有キー、漢字業務固有キー、申告年月日、調定年月日、延長月数、重加算対象税額、納税計画対象額、納税計画状態コード、納税計画カウンタ、執行停止カウンタ、不納欠損カウンタ、差押カウンタ、参加差押カウンタ、交付要求カウンタ、繰上徴収カウンタ、その他処分カウンタ、徴収猶予カウンタ、換価猶予カウンタ、滞納整理組合カウンタ、納税承継カウンタ、督促停止カウンタ、催告停止カウンタ、納通公示カウンタ、督促公示カウンタ、電話催告停止カウンタ、時効中断年月日、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

〇収納マスタ(個人)レコード

自治体コード、課コード、宛名番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、課名称、最新フラグ、滞納者フラグ、地区コード、地区名称漢字、地区変更停止フラグ、担当者コード、担当者氏名漢字、職業コード、職業名称、役職コード、役職名、滞納原因1、滞納原因コード、滞納原因名称、滞納者区分コード1、滞納者区分名称1、滞納者区分コード2、滞納者区分名称2、滞納者区分コード3、滞納者区分名称3、滞納者情報コード、滞納者情報名称、滞納管理番号、備考1000、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、

〇収納マスタ内訳レコード

自治体コード、収納キー1、収納キー2、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、宛名番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、期別調定額内訳1、期別調定額内訳2、期別調定額内訳3、期別調定額内訳4、期別調定額内訳5、期別調定額内訳6、期別調定額内訳7、期別調定額内訳8、期別調定額内訳9、期別調定額内訳10、期別収納額内訳1、期別収納額内訳2、期別収納額内訳3、期別収納額内訳4、期別収納額内訳5、期別収納額内訳6、繰越時調定額内訳1、繰越時調定額内訳2、繰越時調定額内訳3、繰越時調定額内訳4、繰越時調定額内訳5、繰越時調定額内訳6、繰越時調定額内訳7、繰越時調定額内訳8、繰越時調定額内訳9、繰越時調定額内訳10、繰越時収納額内訳1、繰越時収納額内訳2、繰越時収納額内訳3、繰越時収納額内訳4、繰越時収納額内訳5、繰越時収納額内訳6、繰越時収納額内訳7、繰越時収納額内訳8、繰越時収納額内訳9、繰越時収納額内訳10、繰越調定額内訳1、繰越調定額内訳2、繰越調定額内訳3、繰越調定額内訳4、繰越調定額内訳5、繰越調定額内訳6、繰越調定額内訳7、繰越調定額内訳8、繰越調定額内訳9、繰越調定額内訳10、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

〇納通返戻レコード

自治体コード、税目コード、対象年度、通知書番号、国保仮算本算フラグ、納通返戻公示履歴番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、税目名称、税目名称略称、最新フラグ、宛名番号、納通返戻設定コード、納通返戻設定年月日、納通返戻取消コード、納通返戻取消年月日、納通公示設定コード、納通公示設定年月日、納通公示取消コード、納通公示取消年月日、納通発送年月日、納通再発送年月日、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、

〇督促返戻レコード

自治体コード、収納キー1、収納キー2、返戻公示履歴番号、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、最新フラグ、宛名番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、督促返戻設定コード、督促返戻設定年月日、督促返戻取消コード、督促返戻取消年月日、督促公示設定コード、督促公示設定年月日、督促公示取消コード、督促公示取消年月日、督促停止設定コード、督促停止設定年月日、督促停止取消コード、督促停止取消年月日、催告停止設定コード、催告停止設定年月日、催告停止取消コード、催告停止取消年月日、督促電話停止設定コード、督促電話停止設定年月日、督促電話停止取消コード、督促電話停止取消年月日、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手に際しては、対象者、対象項目以外の情報を入手しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・申告書類及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・端末操作者については、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施し、アクセス権限のない職員はシステムを利用できないようにする。また、認証後はユーザごとに権限を設定し、システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法での入手を防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納システム、滞納整理システム以外のシステムへの特定個人情報の連携は行わない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	収納システム、滞納整理システムを取り扱う職員を特定し、個人ごとにユーザーID、パスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	システムへのログイン記録、検索等操作のログ記録を管理し、操作日時、担当者の特定が可能である。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下のとおり定めている。 目的外利用の禁止、特定個人情報の閲覧者・更新者を制限、無断複製の禁止、第三者への提供・開示・漏えいの禁止、契約終了後の返還・廃棄・消去、安全管理体制の整備・確保・報告、市職員による確認	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託の場合においても、委託先と同様の誓約書の提出を求め、同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
ガバメントクラウドにおける物理的措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ガバメントクラウドにおける技術的措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を 24 時間 365 日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入している OS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う		
8. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にを行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	情報セキュリティポリシーの徹底と個人情報の保護に関する研修を行っている。	

10. その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供する ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 TEL 0797-77-2024 宝塚市総務部行政管理室総務課
②請求方法	宝塚市個人情報保護条例に規定する開示・訂正・利用停止請求の各種手続に係る請求
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 宝塚市企画経営部市税収納課 TEL0797-77-2163 宝塚市市民交流部国民健康保険課 TEL0797-77-2122
②対応方法	問合せの内容及び対応について記録する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	(新規項目)	①システムの名称 宛名システム ②システムの機能 1 宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を管理する。 2 住登外宛名番号付番機能 住登外者の宛名番号の付番をおこない、個人番号と宛名番号を紐づけて管理する。 3 連携機能	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の16の項及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の24の項及び135の項	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)なし (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」又は「保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(27、42の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠)第20条及び25条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠となる項)なし (第2条の表における情報照会の根拠となる項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」又は「保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における取扱者数	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	事後	
令和6年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	収納システムデータベースファイルは、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 ① サーバーの操作を許可された者へ入室カードを付与し、入室権限を持つ者のみが入場できる場所にサーバーを設置している。 ② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞保管について ① サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は ISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ② 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和6年12月24日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・納税データについては、磁気ディスクで調製され、入室管理のあるサーバ室内に設置され、権限のあるユーザのみがアクセスできるサーバ内に保存されている。 ・サーバへのアクセスについては、ユーザID及びパスワードによる認証が認証が必要であり、ログについても保管し、監視している。 ・定期的にバックアップを記録したメディアを専用コンテナに収納し、専用の事業者により県外のデータ保管施設に配送、保管している。	ガバメントクラウドにおける物理的措置 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ガバメントクラウドにおける技術的措置 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システム等のガバメントクラウドの利用に関する基準」【第1.0版】)(「令和4年10月 デジタル庁」以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビリティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 対策を 24 時間 365 日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入している OS 及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	標準準拠システム移行及び新様式への移行に伴う変更

令和6年12月24日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	標準標準システム移行及び新様式への移行に伴う変更
令和8年7月3日	(別添1)ファイル記録項目	旧システムのデータベース項目名で記載	標準標準版ADWORLDのデータベース項目名に変更		
令和8年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 委託事項1	委託先名称: ㈱アイティフォー	委託先名称: ㈱アイティフォー・ベックス		
令和8年7月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 委託事項4	④再委託の有無: 無し	④再委託の有無: 有 ⑤再委託の許諾方法: 再委託承諾申出書の提出 ⑥再委託事項: 滞納整理システムの保守管理業務		